

令和8年4月1日開始

交通反則通告制度

自転車^{の違反に}青切符



青切符制度とは??

自転車運転者が一定の違反行為をした場合に、「青切符」による反則告知を行い、反則金の納付を通告するものです。一定期間内に反則金を納付すると、刑事手続に移行せず事件が終結されます。

16歳以上のすべての人が対象です。

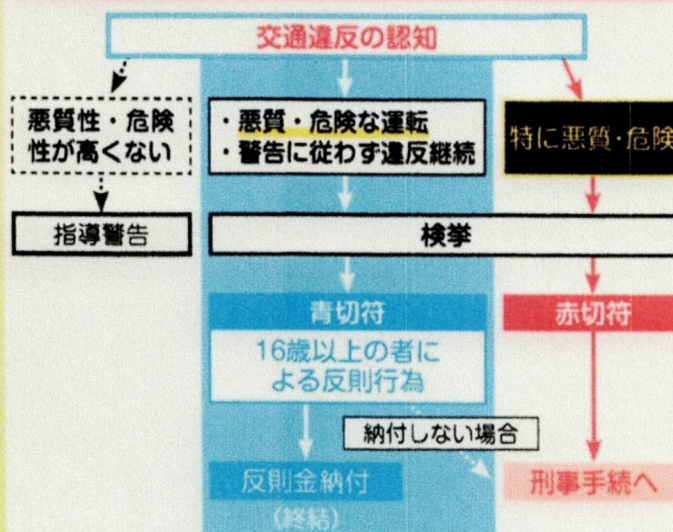
交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに、違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が取締りの対象**となります。



酒気帯び運転・酒酔い運転、妨害運転（**おり運転**）、携帯電話使用等（**交通の危険**）など、特に悪質性・危険性が高い重大な違反行為は、**青切符制度の対象外!**

従来どおり**赤切符**による刑事手続となります。

手続の流れ



さらに詳しく!

「TOKYO自転車ルールブック」



point

検挙後の手続は変わりますが、自転車の交通ルールや指導取締りの考え方は変わりません。

反則行為の例

携帯電話使用等(保持)	遮断踏切立入り	自転車制動装置不良	信号無視	一時不停止	車道の右側通行
12,000円	7,000円	5,000円	6,000円	5,000円	6,000円

さらに詳しく! >>>>

ルールを確認!

自転車を利用する皆さんへ

自転車安全利用五則や、その他のルールなどについて詳しく掲載しています。再確認してみましょう。



スマホで楽しく学習!

東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」

自転車走行のバーチャル体験で危険予測トレーニングができます。



自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法



令和8年4月1日施行の改正道路交通法により、自動車等が自転車等の側方を通過する際の義務が制定されました。

この義務は、自動車等が自転車等の右側を通過する場合（追い越しを除く）において、両者の間に「**十分な間隔**」がないときは、「**間隔に応じた安全な速度**」で進行しなければならないとされています。

【上記の自動車等の通行方法の目安】

- ◆自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。
少なくとも**1メートル程度**間隔を空けることが安全です。
- ◆自転車等と1メートル程度の間隔を確保できない場合には、
時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう!

※上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。

～ドライバーの皆さまへ～

車は、自転車の右側を通過する際、**十分な間隔を確保**し、状況に応じて減速・一時停止をお願いします。自転車も、**左側通行**や**ライトの点灯**、**後方確認**など基本ルールを守り、周りから見えやすくする工夫をしましょう。

